

監 査 報 告 書

学校法人 谷 岡 学 園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

平成 19 年 5 月 24 日

監 事 前 川 登

監 事 西 関 茂 雄

私たちは、私立学校法第 37 条 3 項の規定に基づき、平成 18 年度の学校法人谷岡学園の業務及び資産の状況について監査を行いました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、また重要資料を閲覧して業務の執行状況を監査しました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は学校法人の財産状況及び経営状況を、事業報告書は学校法人の事業実施状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。